

# 相模原市個人情報保護条例施行規則

平成17年3月24日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、相模原市個人情報保護条例(平成16年相模原市条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し、市長が保有する個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「課」とは、相模原市行政組織及び事務分掌規則(平成19年相模原市規則第66号。以下「組織規則」という。)第39条第1項の課等並びに相模原市消防局組織等規則(平成19年相模原市規則第67号)第2条第1項及び相模原市消防署組織等規程(昭和39年相模原市消防本部告示第5号)第2条第1項に規定する課をいう。

(保有個人情報取扱事務から除かれる文書)

第3条 条例第7条第2項各号に規定する実施機関が定める公文書は、別表第1に掲げるものとする。

(個人情報管理責任者)

第4条 市長は、個人情報の取扱い、管理その他個人情報の保護について必要な措置を講ずるため、課に個人情報管理責任者を置く。

2 個人情報管理責任者は、課の長(さがみはら都市みらい研究所にあっては副所長)をもって充てる。

3 個人情報管理責任者は、次に掲げる事務を行う。

(1) 個人情報の適正な管理に関すること。

(2) 個人情報の取扱いの制限、収集の制限、利用及び提供の制限等適正な取扱状況の把握に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関すること。2 個人情報管理責任者は、課の長(さがみはら都市みらい研究所にあっては副所長)をもって充てる。

(個人情報管理主任)

第5条 個人情報管理責任者の職務を補助させるため、課に個人情報管理主任を置く。

2 個人情報管理主任は、課の長が指定した職員をもって充てる。

(提供できる保有個人情報の範囲)

第6条 条例第9条第3項に規定する保有個人情報の範囲は、診療報酬明細書(生活保護法(昭和25年法律第144号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、老人保健法(昭和57年法律第80号)又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による診療報酬若しくは調剤報酬の請求に係る明細書又はそれらに類すると認められる法令に基づくものをいう。)、要介護認定書類(介護保険法の規定による要介護認定に係るものをいう。))又は診療記録(医師法(昭和23年法律第201号)の規定による診療録又はそれらに類すると認められる患者の診療を目的に作成した記録をいう。))に関する保有個人情報とする。

2 条例第9条第3項に規定する保有個人情報を提供することができる者の範囲は、次に掲げるものとする。

(1) 前項の診療報酬明細書若しくは要介護認定書類に係る被保険者若しくは被保護者又は診療記録に係る患者(以下「当事者」という。)が未成年者又は成年被後見人の場合におけるその法定代理人

(2) 当事者から前項の保有個人情報の提供を受けるための実施機関に対する依頼(以下「提供依頼」という。)に関し委任を受けた弁護士

(3) 当事者が入院療養、歩行困難等の理由により自ら提供依頼をすることができないと認められる場合における当該当事者から提供依頼に関し委任を受けた配偶者又は1親等の血族

(4) 当事者が死亡している場合における当該当事者の配偶者又は1親等の血族(以下「遺族」という。)

(5) 遺族が未成年者又は成年被後見人である場合におけるその法定代理人

(6) 遺族から提供依頼に関し委任を受けた弁護士

- (7) 遺族が入院療養、歩行困難等の理由により自ら提供依頼をすることができないと認められる場合における当該遺族から提供依頼に関し委任を受けた当該遺族の配偶者又は1親等の血族
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前項に規定する保有個人情報の提供を受けることが適当であると市長が認める者

(開示請求書)

第7条 条例第15条第1項の規定による請求書の提出は、保有個人情報開示請求書(第1号様式)により行うものとする。

(本人確認に必要な書類等)

第8条 条例第15条第2項、第25条第3項、第29条第2項及び第37条第2項に規定する保有個人情報の本人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものは、自動車又は原動機付自転車の運転免許証、旅券その他これらに類するものとして市長が認める書類とする。

2 条例第15条第2項、第25条第3項、第29条第2項及び第37条第2項に規定する保有個人情報の本人の法定代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものは、戸籍謄本又は成年後見に係る登記事項証明書その他これらに類するものとして市長が認める書類とする。

(未成年者からの確認書の提出)

第8条の2 市長は、未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、当該未成年者が満15歳に達しているときは、開示することが条例第16条第8号の規定に該当するかどうかの判断にあたり、当該未成年者に開示についての確認書(第2号様式)の提出を求めることができる。

(開示請求の却下)

第9条 市長は、条例第15条第3項の規定による開示請求書の補正に開示請求者が応じない場合は、当該開示請求を却下するものとする。この場合において、市長は、速やかに保有個人情報開示請求却下通知書によりその旨を当該開示請求者に通知するものとする。

2 前項の規定は、条例の規定に適合しないことを理由に、開示の請求を却下する場合に準用する。

(開示請求に対する決定通知書等)

第10条 条例第20条第1項の規定による通知は保有個人情報開示決定通知書により、同条第2項の規定による通知は保有個人情報非開示決定通知書により行うものとする。

(開示請求に対する決定期間延長通知書)

第11条 条例第21条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書により行うものとする。

2 条例第22条の規定による通知は、決定期間延長特例通知書により行うものとする。

(事案移送通知書)

第12条 条例第23条第1項の規定による通知は、事案移送通知書により行うものとする。

(第三者保護に関する手続)

第13条 条例第24条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項(第2号に掲げる事項にあつては、同条第2項に該当する場合に限る。)とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 条例第24条第2項各号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- (3) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第24条第1項及び第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示等請求に関する意見照会書により行うものとする。

3 条例第24条第1項及び第2項の規定により提出される意見書は、開示等決定に係る意見書(第3号様式)とする。

4 条例第24条第3項の規定による通知は、開示等決定に係る通知書により行うものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、市長は、条例第24条第1項の規定により第三者に対し意見書を提出する

機会を与えるときは、当該意見書の提出を口頭により求めることができる。

6 前各項の規定は、条例第28条の規定による訂正請求及び条例第36条の規定による利用停止請求の場合において準用する。

(電磁的記録の開示方法)

第14条 条例第25条第1項の規定による電磁的記録の開示は、次の各号に掲げる電磁的記録を保存している媒体の種別に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、第1号及び第2号アの規定の適用は、全部を開示できるものに限る。

(1)録音カセットテープ又はビデオカセットテープ 当該録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付

(2)その他の媒体 次に掲げる方法

ア 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該電磁的記録をフレキシブルカートリッジ若しくは光ディスク(コンパクトディスクレコーダブルに限る。)に複写したものの交付

イ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

(公文書の閲覧の方法等)

第15条 条例第25条第1項の規定により保有個人情報が記録された公文書の閲覧又は視聴をする者は、関係職員の指示に従うとともに、当該公文書を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱いなければならない。

2 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対して、当該公文書の閲覧若しくは視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(写しの交付部数)

第16条 保有個人情報の開示を行う場合において、保有個人情報が記録された公文書の写しを交付するときの交付部数は、当該開示請求に係る公文書1件につき1部とする。

(写しの交付に要する費用)

第17条 条例第27条第2項に規定する写しの交付に要する費用の額は、別表第2に定めるとおりとする。  
(郵送による請求)

第18条 保有個人情報の開示の請求をしようとする者は、病気、身体障害その他やむを得ない理由があると市長が認めるときは、別に定めるところにより、郵送でその請求をすることができる。

2 前項の規定は、訂正の請求及び利用停止の請求の場合において準用する。

(訂正請求書)

第19条 条例第29条第1項の規定による請求書の提出は、保有個人情報訂正請求書(第4号様式)により行うものとする。

(訂正請求の却下)

第20条 市長は、条例第29条第3項の規定による訂正請求書の補正に訂正請求者が応じない場合は、当該訂正請求を却下するものとする。この場合において、市長は速やかに、保有個人情報訂正請求却下通知書によりその旨を当該訂正請求者に通知するものとする。

2 前項の規定は、条例の規定に適合しないことを理由に、訂正の請求を却下する場合に準用する。

(訂正請求に対する決定通知書)

第21条 条例第31条第1項の規定による通知は保有個人情報訂正決定通知書により、同条第2項の規定による通知は保有個人情報非訂正決定通知書により行うものとする。

(訂正請求に対する決定期間延長通知書等)

第22条 条例第32条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書により行うものとする。

2 条例第33条の規定による通知は、決定期間延長特例通知書により行うものとする。

(事案移送通知書)

第23条 条例第34条第1項の規定による通知は、事案移送通知書により行うものとする。

(提供先への通知)

第24条 条例第35条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書により行うものとする。

(利用停止請求書)

第25条 条例第37条第1項の規定による請求書の提出は、保有個人情報利用停止請求書(第5号様式)により行うものとする。

(利用停止請求の却下)

第26条 市長は、条例第37条第3項の規定による利用停止請求書の補正に利用停止請求者が応じない場合は、当該利用停止請求を却下するものとする。この場合において、市長は速やかに、保有個人情報利用停止請求却下通知書によりその旨を当該利用停止請求者に通知するものとする。

2 前項の規定は、条例の規定に適合しないことを理由に、利用停止の請求を却下する場合に準用する。

(利用停止請求に対する決定通知書)

第27条 条例第39条第1項の規定による通知は保有個人情報利用停止決定通知書により、同条第2項の規定による通知は保有個人情報利用停止拒否通知書により行うものとする。

(利用停止請求に対する決定期間延長通知書等)

第28条 条例第40条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書により行うものとする。

2 条例第41条の規定による通知は、決定期間延長特例通知書により行うものとする。

(事案移送通知書)

第29条 条例第42条第1項の規定による通知は、事案移送通知書により行うものとする。

(提供先への通知)

第30条 条例第43条の規定による通知は、保有個人情報利用停止通知書により行うものとする。

(審査会に諮問した旨の通知)

第31条 条例第45条の規定による通知は、審査会諮問通知書により行うものとする。

(答申書の送付等)

第32条 相模原市情報公開・個人情報保護審査会は、条例第44条の規定による諮問に係る答申をしたときは、答申後遅滞なく答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するものとする。

(審査会提出資料等の閲覧等)

第33条 条例第49条第1項の規定による閲覧又は写しの交付の請求は、審査会提出資料等閲覧等請求書(第6号様式)により行うものとする。

(出資法人等)

第34条 条例第54条に規定する出資法人等は、別表第3に定めるものとする。

(委任)

第35条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年5月20日規則第50号)

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月19日規則第64号)

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日規則第75号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月29日規則第144号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。